

お客様へ

平成13年4月1日改正

令和元年9月6日改正

金融商品勧誘方針

当社は、お客様の信頼確保と投資に関する意向を第一義とし、法令・諸規則を遵守し、以下の通り勧誘方針を定め、公表します。

1. お客様の知識、経験及び財産の状況に照らして配慮すべき事項

- ・ 当社は、お客様の金融商品に関する知識や投資経験、財産の状況及び取引の目的に照らし、お客様の意向と実情に適合した金融商品をお勧め致します。また、お客様が受入可能なリスクの度合い等の正確な把握に努め、商品内容やリスク内容等重要な事項を十分にご理解いただきお客様ご自身の判断でお取引いただけるよう、適切な説明に努めます。

2. 勧誘の方法及び時間帯に関しお客様に配慮すべき事項

- ・ 当社は、勧誘にあたり、常にお客様の信頼確保を第一義とし、法令・諸規則を遵守し、お客様本位の投資勧誘に努めます。
- ・ 商品の複雑さや内容の重要度に見合った、明確で誤解を招く事のない誠実な内容の情報提供に努めます。また、断定的な判断を申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
- ・ 当社は、お客様のご迷惑とならないよう、勧誘・アドバイスを行う時間帯、場所、方法において十分に配慮いたします。

3. その他の勧誘の適正の確保に関する事項

- ・ お客様に適正な投資勧誘・アドバイスを行うため、社内ルールの整備や、社内教育、研修の充実に努めます。

以上の方針は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づく「勧誘方針」です。勧誘・アドバイスに関し、お気づきの点がございましたら、お取扱部店までご連絡ください。

頭川証券株式会社

附則 この改正は、令和元年9月6日より適用します。